



福岡医発第 1848 号（地）
令和 6 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 2）

令和 6 年 10 月 1 日からの医療D X推進体制整備加算の取扱い及び令和 6 年 12 月 1 日からの医療情報取得加算の取扱いにつきましては、令和 6 年 9 月 3 日付け福岡医発第 1596 号（地）「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」によりご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q & A「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 2）」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 疑義解釈資料につきまして、歯科関係（別添 2）は省略しております。
- 2) 本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 6 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 2）

（令 6. 9. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

日医発第 1124 号（保険）
令和 6 年 9 月 27 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

令和6年10月1日からの医療DX推進体制整備加算の取扱い及び令和6年12月1日からの医療情報取得加算の取扱いにつきましては、令和6年8月22日付け（日医発第899号（保険））「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和6年度診療報酬改定に関するQ&A「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）

（令6.9.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 27 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第 262 号）等については、「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」（令和6年8月20日保医発 0820 第1号）等により、令和6年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和6年12月1日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添 1)

医科診療報酬点数表関係
(医療 D X 推進体制整備加算)

【医療 D X 推進体制整備加算】

問 1 「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 1 の問 1 において、「すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。

調剤報酬点数表関係
(医療 D X 推進体制整備加算)

【医療 D X 推進体制整備加算】

問 1 「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 3 の問 1 において、「すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。